

空き家支援サービス付き会員規約

- 当法人の提供する支援サービスを希望し受けるものを空き家支援サービス付き会員（以下当会員という）という。
- 当会員は、入会書により入会申し込みを行い、入会に同意する。
- 当会員は、年会費として金50,000円(税込み)を当法人に支払う。
- 当法人は、当会員の空き家に関する問題解決のため、下記のサービスを提供する。

- ①所有の空き家に関する物件調査（報告書作成）・不動産価格査定（一物件）・各種（解体・リフォーム・補修・インスペクション）見積徴収・内容チェック
- ②空き家活用のアドバイスと企画立案（計画書の作成）
- ③専門家のご紹介（弁護士、司法書士、建築士、宅地建物取引士、インスペクター等）
- ④専門業者のご紹介（解体業、管理業、建築業、造園業、整理業、不動産業）
- ⑤NPOの発行する情報誌の配布
- ⑥NPOが開催するセミナー・イベントのご案内

- 当会員の資格は、入会申し込み日より原則1年間とし、次年度以降は協議の上存続することができる。

- 会員期間中に退会された場合は、年会費の払い戻しは一切行いません。

空き家に関するご相談は**無料**でご利用いただけます。

NPO法人（特定非営利活動法人）
岐阜空き家・相続共生ネット

☎058-253-5255

岐阜市坂井町1丁目24番地 Agora-岐阜1F

駐車場あり

【HP】<http://gifu-akiya.net/>

【Mail】2015@gifu-akiya.net/



空き家

そのまま放置していませんか？



空き家の放置は...



空き家が増加し、放置された空き家が地域に悪影響を及ぼすなどの問題が生じており、空き家対策を進める法律（空家法）も制定され、所有者等の責務が求められ、空き家が倒壊したり物が落下するなどして近隣の建物や通行者などに被害を及ぼした場合は、法律により工作物責任が問われます。

わが家の終活



空き家予備軍

空き家



特定空き家 危険空き家



予防サポート

- 持家相談 (将来に向けて)
- 施設入居時の空き家相談
- 荷物片付け相談
- 終活相談 (相続準備を含めて)
- 認知症事前対策 (信託・任意後見)
- 権利関係相談 (借地・借家・共有)

管理・利活用サポート

- ※- 空き家の管理サービス (見廻り・清掃・樹木剪定・草刈り)
- ※- インスペクション (建物目視検査)
- 相続空き家相談 (管理・賃貸・売却・解体・リフォーム)
- 街づくり支援 (近隣一体利用)

※は外部委託業者による有料サービス

除却・再利用・相続サポート

- 除却(解体)相談
- 再利用提案
- 特定空き家相談 (対策・処理)
- 認知症対策相談 (成年後見)
- 死後事務相談
- ※ (遺産管理と相続処理・葬儀・永代供養)
- 空き家による近隣トラブル相談

※は外部委託業者による有料サービス

NPO 4つの 特徴

- ※1 あなた専任の空き家相談士が
空き家等の実態にあった支援
サービス
- ワンストップで、「我が家の終活」
のお手伝い

- ※2 経験豊富な専門家から無料でアドバイスを
受けられます
- いつでも相談できます。(原則来店)
休日もOK (NPOの相談は無料)
出張相談も受付けます (交通費のみ実費)

お電話での相談は13:00~16:00
(土・日・祭日を除く)

※1 空き家相談士とは、(一社) 全国空き家相談士協会 (www.akiyasoudan.jp) が主催する認定セミナー・認定試験に合格し、空き家の総合的な相談に対応し専門家へ継なく資格者。

※2 専門家とは、当NPOに所属している弁護士・不動産鑑定士・税理士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・不動産コンサルティングマスター・解体工事施工技士・インスペクター等をいう。

※ 実費が必要な時は相談時に提示します。※当NPOには県空き家等総合相談員(岐阜県委嘱 H30.3現在)が3名在籍しています。

